

産業廃棄物処分業許可証

住所 北九州市八幡西区下畑町13番7号

氏名 株式会社 環境技術センター

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 山田 善文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印

許可の年月日 令和 2年 2月 8日
許可の有効年月日 令和 7年 2月 7日

1 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（破碎、圧縮）

産業廃棄物の種類

破碎 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類
以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）圧縮 廃プラスチック類（ビニールシートに限る。）、紙くず、繊維くず、
金属くず（自動車等破碎物を除く。）
以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年 2月 8日	新規許可	平成18年 6月 7日	変更許可
平成12年10月17日	変更許可	平成22年 2月 8日	更新許可
平成15年 1月14日	変更許可	平成27年 2月 8日	更新許可
平成16年 9月14日	変更許可	令和 2年 2月 8日	更新許可
平成17年 2月 8日	更新許可		

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 : 破碎施設
 産業廃棄物の種類 : がれき類 以上1種類
 設置場所 : 北九州市門司区新門司一丁目5番2
 設置年月日 : 平成17年 6月14日
 処理能力 : 1日あたり4.8トン(8時間)

施設の種類 : 破碎施設
 産業廃棄物の種類 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず
 以上6種類
 設置場所 : 北九州市門司区新門司一丁目5番2
 設置年月日 : 平成18年 6月 7日
 処理能力 :

廃プラスチック類	1日あたり4.6トン(8時間)
紙くず	1日あたり3.5トン(8時間)
木くず	1日あたり4.5トン(8時間)
繊維くず	1日あたり2.6トン(8時間)
金属くず	1日あたり4.5トン(8時間)
ガラスくず	1日あたり4.6トン(8時間)

施設の種類 : 破碎施設
 産業廃棄物の種類 : ガラスくず(廃石膏ボードに限る) 以上1種類
 設置場所 : 北九州市門司区新門司一丁目5番2
 設置年月日 : 平成22年 5月27日
 処理能力 : 1日あたり4.2トン(8時間)

施設の種類 : 圧縮施設
 産業廃棄物の種類 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず 以上4種類
 設置場所 : 北九州市門司区新門司一丁目5番2
 設置年月日 : 平成16年 9月13日
 処理能力 :

廃プラスチック類	1日あたり1.5トン(8時間)
紙くず	1日あたり2.3トン(8時間)
繊維くず	1日あたり1.3トン(8時間)
金属くず	1日あたり4.0トン(8時間)

以下余白

